

県営土地改良事業（かんがい排水）鳥栖地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成 23 年 6 月 7 日までに佐賀県鳥栖農林事務所（郵便番号 841-0051 鳥栖市元町 1234 番地 1）に提出してください。

平成 23 年 4 月 19 日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（かんがい排水）鳥栖地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 23 年 4 月 19 日から平成 23 年 5 月 23 日まで

3 縦覧の場所

鳥栖市役所